

# 地域密着型サービスの実施状況、指定状況等について

資料-3

## (1) 地域密着型サービスの利用状況(令和7年11月実績)

①事業所数、利用人数(指定状況より) ※事業所数…利用者の有無に関係なく指定有効期間があるもの(廃止を除く)

種別	事業所数(事業所)			利用者等数(人)		
	市内	市外	計	市内	市外	計
認知症対応型共同生活介護	7	0	7	135	0	135
小規模多機能型居宅介護	2	0	2	58	0	58
認知症対応型通所介護	4	0	4	29	0	29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	1	22	0	22
地域密着型通所介護	12	2	14	268	0	268
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	1	1	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	0	1	1	0	0	0

市外の事業所等利用

②利用人数、費用額 ※国保連12月審査データを元に算定。請求遅れ等で①と人数の差あり

		利用人数(人)	人数割合	費用総額(千円)	費用割合	1人あたり費用額(円)
介護保険給付		4,469	100.0%	610,138	100.0%	136,527
地域密着型サービス		509	11.4%	77,821	12.8%	152,891
居住	認知症対応型共同生活介護	135	3.0%	39,425	6.5%	292,036
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0.00%	0	0.00%	0
在宅	小規模多機能型居宅介護	58	1.3%	12,479	2.0%	215,158
	認知症対応型通所介護	29	0.6%	3,043	0.5%	104,938
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24	0.5%	4,982	0.8%	207,573
	地域密着型通所介護	263	5.9%	17,892	2.9%	68,032
施設	地域密着型介護老人福祉施設	0	0.0%	0	0.0%	0

③介護度別分布 ※国保連12月審査データを元に算定。請求遅れ等で①と人数の差あり

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	平均要介護度
居住	認知症対応型共同生活介護	0	0	42	41	30	13	9	135	2.30
		0.0%	0.0%	31.0%	30.0%	22.0%	10.0%	7.0%	100.0%	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
在宅	小規模多機能型居宅介護	1	1	27	13	6	8	2	58	1.95
		2.0%	2.0%	47.0%	22.0%	10.0%	13.0%	3.0%	100.0%	
	認知症対応型通所介護	0	0	7	4	11	4	3	29	2.72
		0.0%	0.0%	24.0%	14.0%	37.0%	13.0%	10.0%	100.0%	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	8	5	6	3	2	24	2.42
		0.0%	0.0%	33.0%	21.0%	25.0%	13.0%	8.0%	100.0%	
	地域密着型通所介護	0	0	157	57	35	12	2	263	1.65
		0.0%	0.0%	60.0%	22.0%	13.0%	5.0%	1.0%	100.0%	
施設	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
全体		1	1	241	120	88	40	18	509	1.95
		0.0%	0.0%	47.0%	24.0%	18.0%	8.0%	4.0%	100.0%	

(3) R7年11月以降に本市が指定した本市に所在する地域密着型サービス事業所

【新規指定】           なし

【更新指定】           なし

【休止】               なし

【廃止】               なし

(4) R7年11月以降に本市が指定した他市に所在する地域密着型サービス事業所

【新規指定】           なし

【更新指定】           なし

(5) R7年11月以降に他市から指定を受けた本市に所在する地域密着型サービス事業所  
なし

## (2) 地域密着型サービス事業所の指定状況(令和8年2月時点)

### ① 認知症対応型共同生活介護

※入居者(利用者)は、令和7年11月利用実績

	施設名	所 在	指定日	有効期限	入居者数	備考
市内	三田温泉シルバーホーム	三田市東山897-1	H15.6.1	R9.5.31	8	
	ユピテル三田	三田市中町7-34	H15.8.1	R9.7.31	35	短期8含む
	グループホーム三輪	三田市三輪2-13-16	H15.12.15	R9.12.14	18	
	グループホーム薬師のさと	三田市下相野1460-1	H16.4.1	R10.3.31	18	
	グループホームひだまりの家	三田市三輪2-1-10	H30.7.1	R12.6.30	18	
	グループホーム井沢の郷	三田市下井沢145-1	R3.2.1	R9.1.31	18	
	グループホームつきの樹	三田市けやき台3-75-3	R5.4.1	R11.3.31	20	
合計					135	

### ② 小規模多機能型居宅介護

	施設名	所 在	指定日	有効期限	利用者数	備考
市内	小規模多機能型居宅介護事業所 三田	三田市南が丘1-51-5	H24.1.15	R12.1.14	28	介護
			H26.3.26	R8.3.25	1	予防
	小規模多機能型居宅介護事業所 けやきの郷	三田市けやき台3-75-3	H26.3.26	R8.3.25	28	介護
			R5.11.1	R11.10.31	1	予防
合計					58	

### ③ 認知症対応型通所介護

	施設名	所 在	指定日	有効期限	利用者数	備考
市内	ユピテル三田	三田市中町7-34	H23.4.1	R11.3.31	20	
	ひだまりの家デイサービスセンター	三田市三輪2-1-10	H30.7.16	R12.7.15	9	
	認知症対応型通所介護事業所 井沢の郷	三田市下井沢145-1	R3.2.1	R9.1.31	0	
	認知症対応型通所介護事業所 つきの樹	三田市けやき台3-75-3	R5.4.1	R11.3.31	0	
合計					29	

### ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	施設名	所 在	指定日	有効期限	利用者数	備考
市内	ユピテル三田	三田市中町7-34	H29.6.1	R11.5.31	22	
合計					22	

⑤地域密着型通所介護

	施設名	所 在	指定日	有効期限	利用者数	備考
市内	さわやかサロン	三田市あかしあ台1丁目18-10	H16.1.1	R9.12.31	12	
	イー・ケア三田	三田市すずかけ台4丁目12-1	H16.3.1	R10.2.28	0	R5.9未休止
	デイサービスゆりのき	三田市ゆりのき台2丁目1-3	H22.8.1	R10.7.31	44	
	ふく機能訓練センター	三田市すずかけ台1丁目6-6	R7.8.1	R13.7.31	19	
	デイサービスげんき三田	三田市対中町10-7	R7.9.1	R13.8.31	15	
	デイサービス山帽子	三田市下深田字菊ヶ谷36-36	H26.4.15	R8.4.14	37	
	デイサービスさんだ夢の杜	三田市上井沢336	H26.10.1	R8.9.30	0	
	いく歩デイサービス三田天神	三田市天神3丁目12-3	H28.2.1	R10.1.31	41	
	デイサービスセンター メリーハウス	三田市中央町5-19	H30.3.30	R12.3.29	15	
	スマートリハトレセンター	三田市南が丘1丁目33-27	R4.4.1	R10.3.31	30	
	菜のはなまごころディサービス	三田市大原391-1	R7.5.14	R13.5.13	27	R7.5.14指定
	デイサービスセンターしおん	三田市あかしあ台1丁目12-3	R7.6.1	R13.5.31	28	R7.6.1指定
計					268	
市外	デイサービスセンターまごころ	丹波篠山市垣屋244番地	R2.6.1	R8.5.31	0	
	さつきデイサービスセンター	湖南市中央二丁目125番地	R2.7.1	R8.6.30	0	
計					0	
合計					268	

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

	施設名	所 在	指定日	有効期限	利用者数	備考
市外	介護付有料老人ホーム うさぎの里	尼崎市稲葉元町2-1-12	H26.12.1	R8.11.30	0	R5.7資格喪失
合計					0	

⑦地域密着型介護老人福祉施設

	施設名	所 在	指定日	有効期限	利用者数	備考
市外	小規模特別養護老人ホーム 八多の里東館	神戸市北区八多町中681	H26.4.1	R8.3.31	0	R2.8特養入所
計					0	

## (6) 令和7年度 事業所運営指導について

### ① 事業所への指導監督について

介護保険法第1条には、その目的として介護等が必要な人の「尊厳の保持」及び「自立した日常生活の支援」が謳われており介護保険制度に基づきサービスを提供する介護保険施設等は、利用者に対しこれらの目的を果たすよう適切にサービスを行わなければならない、国や自治体等の行政機関は、これらの責任を担う介護保険施設等が適正にサービスを行うことができるよう支援する必要があります。

介護保険制度における指導監督は、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業実施の確保のため、法第23条(市町村)又は法第24条(都道府県)に規定する権限を行使し、介護保険施設等指導指針に基づき行う介護保険施設等に対する「指導」、不正等の疑いが認められる場合に行う法第76条等の権限を行使し介護保険施設等監査指針に基づき行う介護保険施設等に対する「監査」により行われます。

### ② 令和7年度の実施状況

#### ア) 実施事業所数

4事業所(指定事業数6)

(認知症対応型共同生活介護(予防含む)、地域密着型通所介護)

#### イ) 結果

- ・) 身体的拘束等の適正化のための指針、虐待防止のための指針について、盛り込むべき項目が不足していたため追記するよう指導しました。
- ・) 感染症及び自然災害にかかる業務継続計画が策定されていない事業所に対して、策定を求めるとともに、令和6年4月に遡及して業務継続計画未策定減算の適用を行いました。(事業所からの過誤対応済み)
- ・) 虐待防止検討委員会が開催されておらず、また虐待の防止のための指針が未作成の事業所がありました。当該事業所に対しては、高齢者虐待防止措置未実施減算を適用し、指導実施の翌月から改善が認められた月まで減算を行いました。
- ・) 介護サービス情報公表システムに掲載すべき情報が掲載されていない事業所に対し、早急に掲載するよう指導しました。